

## 令和8年度聖籠町障がい者就労施設等からの物品等の優先調達方針

令和8年4月1日制定

### 1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障がい者就労施設等の受注機会の拡大を図ることを目的とする。

### 2 適用範囲

この方針の適用範囲は、町が発注する物品等を対象とする。

### 3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は次のとおりとし、町内の施設を優先する。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等

ア 就労継続支援事業所（A型・B型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づき、国及び地方公共団体から必要な助成を受けている小規模作業所

(3) 障がい者を多数雇用している企業

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に規定する特例子会社

イ 重度障がい者多数雇用事業所（次の全ての条件を満たす事業所）

①障がい者の雇用者数が5人以上

②障がい者の割合が従業員の20%以上

③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

#### 4 調達を推進する物品等

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

- (1) 食品類（パン、菓子）
- (2) EMぼかし
- (3) その他障がい者就労施設等が提供可能な物品及び役務

#### 5 調達の推進方法

障がい者就労施設等からの提供可能な物品等の情報については、保健福祉課が当該施設等からの情報をもとに町の部署に提供する。

各部署は、その情報をもとに予算の適正な使用に留意しつつ、聖籠町財務規則第 141 条 3 項及び地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を活用し、優先的に障がい者就労施設等から物品等を調達するよう努める。

#### 6 調達の方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直ししたときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度終了後、概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

#### 7 調達の目標

令和 8 年度調達目標は、令和 7 年度の実績を上回ることとする。

#### 8 担当窓口

本方針の担当窓口は、保健福祉課とする。

聖籠町保健福祉課福祉係

〒957-0117 聖籠町大字諏訪山 825 保健福祉センター内

電話：0254-27-6511／FAX：0254-27-6512

メールアドレス [hofuku@town.seiro.niigata.jp](mailto:hofuku@town.seiro.niigata.jp)